

【件名】 工事請負契約における入札条件の見直しについて

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

工事請負契約にあたっては、建設資材・人件費の高騰や人手不足といった社会経済状況も影響して、多くの自治体で大規模工事の入札不調が発生している。

区では、こうした状況に対応すべく、適切な予定価格や工期の設定のほか、工事前払金の上限額の引き上げや、電子契約・電子保証の導入による事務負担及び経済的負担の軽減等を行い、入札に参加しやすい環境づくりに取り組んできた。

入札不調を未然に防ぎ、今後も引き続く大規模工事を着実かつ遅滞なく行っていくうえで、工事請負契約に係る入札条件について、社会動向に応じた更なる見直しを行う。

1 主な見直し事項

（1）建設共同企業体（J V）結成を義務付けている入札参加要件の見直し

大規模工事（予定価格が 3 億円以上の建築工事、1 億円以上の設備工事等）においては、区内中小建設業者の受注機会の確保及び工事施工能力の増強を図ることを目的として、建設共同企業体（J V）結成を入札参加要件として義務付けている。

昭和 58 年から運用している同制度について、区内業者の受注機会確保等に寄与している一方、複数年に渡る大規模工事を毎年発注している現在の状況においては、入札参加者が 1 者（1 組の J V）のみとなることも多く、公共調達原則である競争性が働きにくい状況となっている。

人手不足等の社会状況を踏まえると、J V 結成を義務付けることにより入札参加が見送られることも予見されるため、J V 結成を義務とする現在の入札参加要件を見直し、単体企業（区内業者に限る）での入札参加も認める混合入札を試験的に導入する。

ただし、大規模の新築工事など、J V 結成の目的を維持・徹底する必要性が高い工事については、引き続き J V 結成を義務付けるものとする。

（2）発注形態を決定する基準額の見直し

建設業法及び同法施行令において、一定金額以上の公共工事では、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場ごとに専任の技術者を配置することが義務付けられている。

中野区においては、事業者の事務負担軽減と工事品質の確保のバランス等を考慮し、技術者の専任を要しない案件を希望制指名競争入札、専任を要する案件を一般競争入札総合評価方式で発注してきたところである。

今般、同法施行令が改正され、近年の建設工事費の高騰に伴い専任義務が生じる請負金額の下限が引き上げられることとなったため、区の発注形態を決定する基準額についても、以下のとおり見直す。

【(参考) 建設業法施行令改正による技術者の専任義務】

技術者の専任義務	業種	請負金額が以下の金額の工事に適用	
		令和7年1月末まで	令和7年2月以降
専任義務なし	建築一式	8,000万円未満	<u>9,000万円</u> 未満
	それ以外	4,000万円未満	<u>4,500万円</u> 未満
専任義務あり	建築一式	8,000万円以上	<u>9,000万円</u> 以上
	それ以外	4,000万円以上	<u>4,500万円</u> 以上

【区の発注形態を決定する基準額の見直し】

発注形態	業種	予定価格が以下の金額の工事に適用	
		現状	見直し後
希望制指名競争入札 (価格のみで落札者決定)	建築	8,000万円未満	<u>9,000万円</u> 未満
	建築以外	4,000万円未満	<u>4,500万円</u> 未満
一般競争入札 総合評価方式 (価格に加え技術力等を 評価して落札者決定)	建築	8,000万円以上	<u>9,000万円</u> 以上
	建築以外	4,000万円以上	<u>4,500万円</u> 以上

2 適用時期

1 (1) は令和7年3月以降、1 (2) は同年4月以降に公告する工事請負契約に適用予定